平成２９年（フ）第１２１０号
愛知県春日井市東野町３丁目５番地１
破産者　コイケ電化こと　小池　利廣
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５０号
名古屋市港区甚兵衛通１丁目２番地の６　メゾンアベニュー203号、従前の住所名古屋市南区六条町４丁目86番地の４
破産者　山田　正太
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５６２号
大阪府吹田市山田東１丁目18番10号　(307)
破産者　松元　謙始
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３０７号
兵庫県川西市大和東２丁目21番地の７、住民票上の住所大阪市西区立売堀４丁目７番15号605
破産者　森脇　利弘
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３４号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町30―62、開始決定時の住民票上の住所兵庫県西宮市与古道町１番23号
破産者　福角　安晃
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０２号
鳥取県米子市西福原７―11―14、開始決定時大阪府枚方市磯島北町39番23号
破産者　ガレージトーラスこと　木藤　孝二
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０１号
大阪市旭区新森７丁目９番33号　201
破産者　畑　　大介
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４８号
大阪府守口市松町１番５―101号
破産者　天野　彰二
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１２号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目２番１―205号
破産者　西村　隆雄
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１９号
大阪市東淀川区相川３丁目１番９号金丸文化３号
破産者　岩田　　治
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３０号
奈良県香芝市鎌田615番地１　イーストサニーハイツヨシカワ２―102号
破産者　下村　隆義
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６９号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番16―202号
破産者　ぎょうざ処吉風こと　清家　省作
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７７号
大阪市西成区玉出中１丁目１番19号
破産者　ユニオン洋裁こと　岡本　哲次
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７８号
大阪市西成区玉出中１丁目１番19号
破産者　岡本　洋子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１０号
大阪市淀川区加島３丁目２番７号　グランシャリオ　502号
破産者　香月　政則
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２３号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目４番５号
破産者　大中塗装店こと　大島　幸治
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９１号
大阪市天王寺区六万体町１番37―804号
破産者　訪問マッサージ鍼灸楽なりやこと　村上　宇一
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９号
京都府長岡京市馬場見場走り１番地５　セブンハイツ　403、開始決定時の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目６番93号
破産者　江口　胤貴
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係